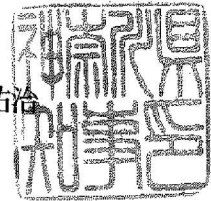


水第 1830 号
令和 5 年 10 月 16 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (諮問)

このことについて、別添写しのとおり、早川河川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



早川河川漁業協同組合の遊漁規則の変更について

1. 変更の背景および内容

(1) キャッチアンドリリース区間の変更

- ・早川河川漁協では令和3年6月の遊漁規則変更により、前田橋より下流の漁場にキャッチアンドリリース(以下、C&R)区間を設定している。
- ・当区域には多くの遊漁者が訪れ漁場が有効活用されており、遊漁者や組合員から区間延長を望む声が多く挙がっている。
- ・また、現在C&R区間内にある農業用水の取水口の改修工事のため濁水が発生しており、今漁期(令和5年10月15日～令和6年1月31日)に現行区間で遊漁を行うことが難しい状況である。
- ・そこで、さらなる漁場の有効活用を図るため、C&R区間を別紙のとおり拡大する。

(2) アユのエサ釣り解禁日の変更

- ・これまで、湯川橋(箱根新道)より上流の区域では8月1日、同橋より下流の区域では9月1日がアユのエサ釣り解禁日となっていた。
- ・現場での混乱を招くことや、近年は下流域では8月にエサ釣りの実態がないこと等から全区間でアユのエサ釣りの解禁日を9月1日とする。

2. 変更の妥当性

今回の変更内容は、行使規則も合わせて変更を行う予定であることから遊漁を不当に制限するものではなく、変更は妥当と考える。

	早川	...	湯本橋	...	合流点	...	湯川橋	...	前田橋	...	太閤橋	...	小田原市風祭119地先堰堤	...	小田原用水取水口堰堤	...	大窪橋	...	早川橋
旧	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	← 3/1 - 5/31 →																	
	にじます、うぐい、おいかわ、こい	← 10/15 - 1/31 →																	
	あゆ(餌釣り)	← 9/1- 10/14, 12/1-12/31 →																	
新	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	← 3/1 - 5/31 →																	
	にじます、うぐい、おいかわ、こい	← 10/15 - 1/31 →																	
	あゆ(餌釣り)	← 9/1- 10/14, 12/1-12/31 →																	

図1 C & R 及びあゆ餌釣りの区間図、期間の新旧比較

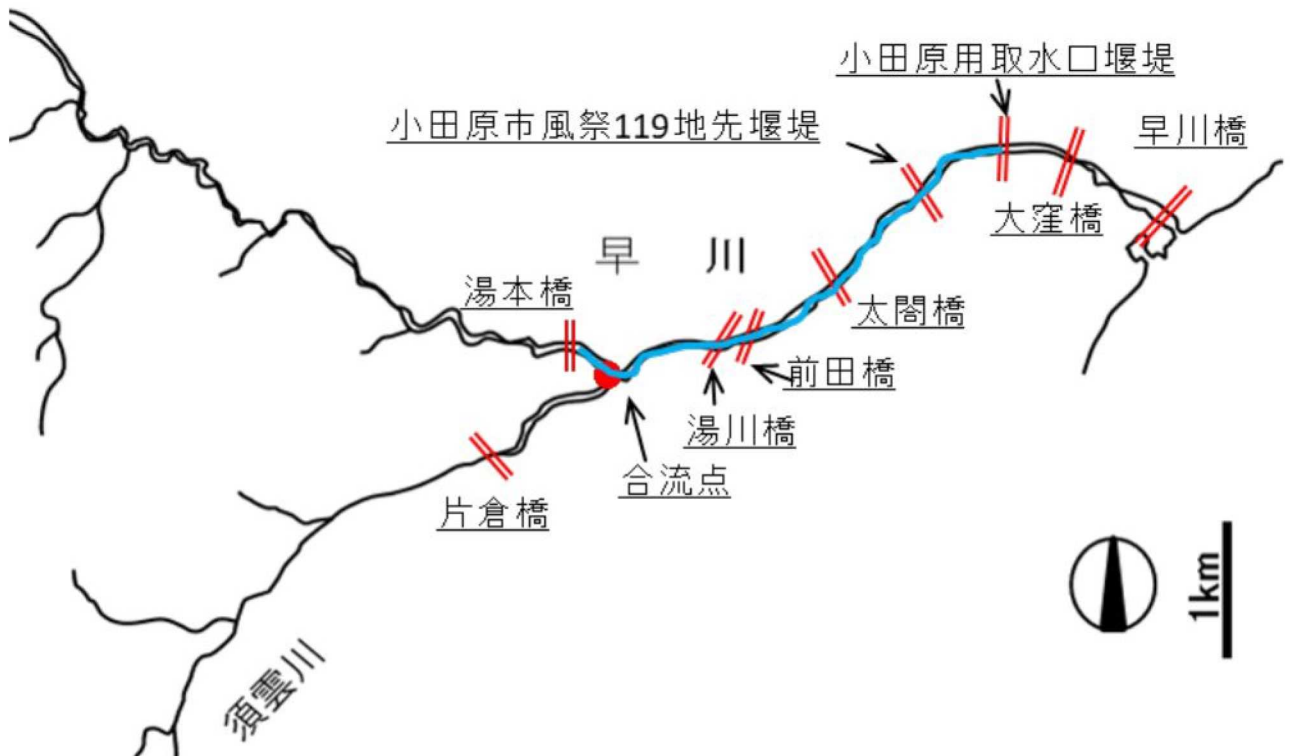


図2 C & R 及びあゆ餌釣り区間 参考図
(青線が新たな秋季C & R 区域)



写真1 小田原用水取水口堰堤(下流端)



写真2, 3 箱根町湯本 688 番地先湯本橋(下流端)

内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧																								
<p>第 1 条、第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第 3 条 1、2 略</p> <p>3 この漁場区域において、6 月 1 日から 8 月 31 日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域</td> <td>10 月 15 日より 1 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで	<p>第 1 条、第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第 3 条 1、2 略</p> <p>3 この漁場区域において早川橋橋台下流端から上流湯川橋橋台下流端までの区域は、6 月 1 日から 8 月 31 日まで及び湯川橋橋台下流端から上流の区域は 6 月 1 日から 7 月 31 日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの区域</td> <td>10 月 15 日より 1 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで						
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																							
やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																							
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで																							
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																							
やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																							
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで																							
<p>第 4 条 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(ア) 区 域</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川</td> <td>箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域</td> <td>10 月 15 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10 月 15 日から 11 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川</td> <td>早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域</td> <td>5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 区 域		(イ) 期 間	早 川	箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10 月 15 日から 12 月 31 日まで	早 川	早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10 月 15 日から 11 月 30 日まで	須雲川	早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで	<p>第 4 条 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(ア) 区 域</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川</td> <td>箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域</td> <td>10 月 15 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10 月 15 日から 11 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川</td> <td>早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域</td> <td>5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 区 域		(イ) 期 間	早 川	箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10 月 15 日から 12 月 31 日まで	早 川	早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10 月 15 日から 11 月 30 日まで	須雲川	早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで
(ア) 区 域		(イ) 期 間																							
早 川	箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10 月 15 日から 12 月 31 日まで																							
早 川	早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10 月 15 日から 11 月 30 日まで																							
須雲川	早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで																							
(ア) 区 域		(イ) 期 間																							
早 川	箱根町湯本湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10 月 15 日から 12 月 31 日まで																							
早 川	早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10 月 15 日から 11 月 30 日まで																							
須雲川	早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 12 月 31 日まで																							
<p>第 5 条 ～ 第 11 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この規則は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 5 条 ～ 第 11 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 (新設)</p>																								